

宮城県指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設
及び指定一般相談支援事業者指定申請等実施要綱

(趣旨)

第1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「法」という。), 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」(平成18年政令第10号。以下「施行令」という。), 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)及び「指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則」(平成25年宮城県規則第51号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定又は指定の更新の申請等)

第2 法第36条第1項、第38条第1項及び法第51条の19第1項又は法第41条第1項及び第51条の21第1項の規定による申請をしようとする者は、規則第2条に定める「指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者指定(更新)申請書」(様式第1号)に別表の提出書類の欄に掲げる書類を添えて知事に、事業開始予定日の前日から起算して、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(土曜日、日曜日及び祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)を除き14日前までに提出しなければならない。

2 前項の規定により指定の申請をした者が、法第36条第3項の各号のいずれにも該当しないとき(第38条第3項及び第51条の19第2項において、この規定を準用する場合を含む。)は、知事は指定を行うものとし、別記様式第1号、第2号又は第3号により申請者にその旨を通知する。

3 第1項の規定により指定の更新の申請をした者が、法第36条第3項の各号のいずれにも該当しないとき(第38条第3項及び第51条の19第2項において、この規定を準用する場合を含む。)は、知事は指定の更新を行うものとし、別記様式第1号の2、第2号の2又は第3号の2により申請者にその旨を通知する。

(指定の変更申請等)

第3 第2の規定により指定を受けた者であつて、法第37条第1項及び第39条第1項の規定による変更の申請をしようとする者は、規則第3条に定める「指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設指定変更申請書」(様式第2号)に別表に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(指定の変更届及び指定の廃止届等)

第4 第2の規定により指定を受けた者は、別表に掲げる申請書等の記載事項又は届出事項のうち介護給付費等の算定に係る事項を除く事項を変更しようとするときは、法第46条第1項、第3項及び第51条の25第1項の規定により、遅滞なく、別表に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて、規則第4条第1項に定める「指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設指定変更届出書兼障害福祉サービス事業等変更届出書」(様式第3号)を変更があった日から起算して、土曜日、日曜日、祝日法による休日及び年末年始の休日を除き10日以内に知事に提出しなければならない。

2 第2の規定により指定を受けた者は、別表に掲げる申請書等の記載事項又は届出事項のうち介護給付費等の算定に係る事項を変更しようとするときは、別表に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて、別記様式第4号を次のとおり提出しなければならない。

(1) 加算等算定する単位が増えるときは、変更がある日の前月の15日までに知事に提出しなければならない。

(2) 加算等算定する単位が減る又は加算が算定されなくなる時は、届出の時期に関わらず、加算等の単位が減る又は算定されなくなる事実が発生した日から加算を算定しないものとし、速やかに知事に届出なければならない。

3 第2の規定により指定を受けた者が、休止した当該障害福祉サービスの事業を再開したときは、法第46条第1項及び第51条の25第1項の規定により、規則第4条第1項に定める「指定障害福祉サービス事業者・指定一般相談支援事業者再開届出書兼障害福祉サービス事業等再開届出書」(様式第4号)を再開した日から起算して、土曜日、日曜日、祝日法による休日及び年末年始の休日を除き10日以内に知事に提出しなければならない。

4 第2の規定により指定を受けた者が、当該障害福祉サービスの事業を廃止又は休止しようとするときは、法第46条第2項及び第51条の25第2項の規定により、規則第4条第2項に定める「指定障害福祉サービス事業者・指定一般相談支援事業者廃止・休止届出書兼障害福祉サービス事業等廃止等届出書」(様式第5号)に、省令第34条の23第4項第3号又は第34条の58第3項第3号に掲げる事項を記載した書類を添えて、廃止又は休止をする1月前までに知事に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第5 知事は第2の規定により指定を受けた者が、法第50条第1項、法第51条の29第1項の各号に該当する場合には、当該指定を受けた者に対する指定取り

消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 2 前項の規定により指定の取り消しを行う場合には、知事は別記様式第27号又は別記様式第28号により通知する。

(指定の辞退)

- 第6 第2の規定により指定を受けた者が、法第47条の規定により指定を辞退する場合は、規則第5条に定める「指定障害者支援施設指定辞退届出書」(様式第6号)に、省令第34条の26第2項第3号に掲げる事項を記載した書類を添えて、辞退する日の3月前までに知事に提出しなければならない。

(受付時間)

- 第7 この要綱に規定する知事に提出しなければならない書類の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日法による休日及び年末年始の休日を除く日の、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、特に必要があると認められる時は、この限りではない。

(その他)

- 第8 この要綱に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定申請等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。